

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシー事業を除く。） の許可申請等に係る法令試験の実施について

「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシー事業を除く。）の許可申請の審査基準について」（平成１３年１１月２２日付け公示）及び「一般乗用旅客自動車運送事業（１人１車制個人タクシー事業を除く。）に係る認可申請等の審査基準について」（平成１４年１月２５日付け公示）に規定する法令試験に関して、その実施方法を下記のとおり定めたので公示する。

平成１４年２月１日

関東運輸局長 上子 道雄

記

1. 試験の実施時期等

- (1) 許可申請書等を受理した日以降、適宜実施する。なお、試験の実施日時、場所については、実施予定日の１０日前までに申請者あてに通知する。
- (2) 再試験の実施にあたっては、(1) に準じて再度通知する。

2. 受験者の確認等

当該申請に係る受験者は、試験当日の開始前に申請者本人（申請者が法人である場合は、許可又は認可後、申請する事業に専従する役員１名を受験者とする。）であることが確認できる運転免許証等を提示すること。

3. 出題範囲及び設問形式等

- (1) 出題範囲（以下の法令等については、法令試験の実施日において施行されている内容から出題する。）
 - ①道路運送法
 - ②道路運送法施行令
 - ③道路運送法施行規則
 - ④旅客自動車運送事業運輸規則
 - ⑤旅客自動車運送事業等報告規則
 - ⑥タクシー業務適正化特別措置法（特別区・武三交通圏、神奈川県京浜交通圏、千葉県京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び埼玉県県南中央交通圏に限る。）
 - ⑦タクシー業務適正化特別措置法施行規則（特別区・武三交通圏、神奈川県京浜交通圏、千葉県京葉交通圏、東葛交通圏、千葉交通圏及び埼玉県県南中央交通圏に限る。）
 - ⑧道路運送車両法
 - ⑨道路運送車両法施行規則
 - ⑩自動車点検基準
 - ⑪自動車事故報告規則

⑫その他一般乗用旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等

(2) 設問の方式

○×方式及び語群選択方式とする。

(3) 出題数

30問

(4) 合格基準

出題数の8割以上とする。合格基準に達しない場合には、再試験を実施する。

(5) 試験時間

50分とする。

4. その他

(1) 自動車六法等（情報通信機器を除く。）の持ち込みを可とする。

(2) 試験当日、受験者は筆記用具の他、本人であることが確認できる運転免許証、パスポート、個人番号カード等を持参すること。

附 則

本公示は、平成14年2月1日以降受け付ける申請について適用する。

附 則（平成20年6月13日一部改正）

本公示は、平成20年6月16日以降受け付ける申請について適用する。

附 則（令和3年9月3日一部改正）

本公示は、令和3年9月3日以降受け付ける申請について適用する。